

# 空き家の管理は適正に！ 『築上町空き家等の適正管理に関する条例』 を制定しました

生活環境の保全と、防犯のまちづくりを進めるために、町では、老朽化などで倒壊の恐れのある空き家等の所有者等（※）に対し、指導や命令などができる「空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、平成24年10月1日から施行しました。

※所有者等とは、「町内に所在する建物その他の工作物若しくはその敷地を所有し、占有し、又は管理するもの」と条例で定めています。

近年、少子高齢化に伴い、空き家が増加傾向にあり、その中には倒壊の恐れのある危険な空き家もあります。また、近隣や通行人に危険を及ぼす可能性が高くなっており、こうした状況を早急に改善する必要があります。

条例では、空き家等の所有者等に適正な管理を義務付け、老朽化による倒壊や建築材等の飛散の危険性のある管理不全な空き家については、助言や指導、勧告、命令及び氏名などを公表できることを定めています。

## （基本方針）

### 1. 空き家の所有者等の適正な管理を行う責務の明示

空き家の所有者等が管理不全な状態にならないよう資材等の整理整頓と建物等を適正管理することを規定。

### 2. 情報提供の呼びかけ

町民の役割として、近隣に管理不全な空き家があれば、町に情報提供することを規定。

### 3. 実態調査

空き家の情報提供があった場合や発見した場合は、実態調査をし、必要があると認められるときは立入調査をすることができることを規定。

### 4. 所有者等に適正管理を求める助言、指導、勧告及び命令

実態調査によって管理に問題があると認める空き家

の所有者に対して、その状態に応じて助言、指導、勧告及び命令を行うことができることを規定。

### 5. 公表

所有者が正当な理由なく命令に従わないときは、命令の内容等を公表できることを規定。

### 6. 関係機関への協力要請

関係機関（警察・消防署）に管理不全の状態になることを防止するための協力、及び緊急を要する場合の必要な措置を要請することを規定。

◆空き家を所有するみなさんは、今後も適正な維持管理にご協力をお願いします。

## 問い合わせ

環境課 環境係（支所・内線152・155）

## 築上町コミュニティセンターの愛称を募集します

本年度に完成予定の築上町コミュニティセンターの愛称を募集します。

応募資格 町内外問わずどなたでも応募可。

応募期間 11月1日(木)～11月30日(金) ※当日消印有効

※愛称は、漢字、ひらがな、カタカナのいずれでも結構です。

応募方法 ハガキまたは封書に①愛称（ふりがな）及び理由②郵便番号③住所④氏名⑤電話番号を記入のうえ次のあて先までお送りください。

一人何点でも応募可能ですが、ハガキの場合は1枚につき1点とします。

あて先 〒829-0192 福岡県築上郡築上町大字築城1096番地  
築上町役場築城支所 生涯学習課 まで

発表 12月下旬にホームページ、広報ちくじょう25年1月号で発表します。

※採用作品は1点です。同じ名称が複数あった場合は抽選となります。後日表彰を行い、記念品を進呈します。発表の際は愛称の理由、氏名、町村名も掲載します。ご了承ください。

注意事項 応募作品は、その趣旨を損なわない範囲で修正できるものとします。応募作品は返却しません。なお、採用作品を含む応募作品に関する一切の権利は築上町に帰属します。応募した方の個人情報、募集以外に使用することは一切ありません。

問い合わせ 築城公民館（52）0066